西南学院大学における公正な研究活動を推進するための行動規範

2017(平成29)年1月10日 部長会議 承認

研究活動の果たす社会的役割の重要性に鑑み、法令や関係規則及び学内規程等を遵守し、本学において研究活動に従事する教職員、学生等の全ての者(以下「研究者等」という。)の公正な研究活動を可能にするために、以下のとおり行動規範を定める。

- 1 研究者等は、自らの専門知識・能力の維持向上に努めると共に、研究者としての自覚を持ち、学 術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、研究活動に取り組まなければ ならない。
- 2 研究者等は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、本規範の趣旨に 沿って誠実に行動し、捏造、改ざん、盗用等の研究活動の不適切な行為及び研究費の不正使用を行 なってはならない。
- 3 研究者等は、法令や関係規則及び学内規程等を遵守すると共に、法令等を理解するための啓発活動、研修会及び説明会等に積極的に参加しなければならない。
- 4 研究者等は、自己の研究内容及び計画等について、説明責任を果たさなければならない。
- 5 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持を図ることも自らの重要な責務であることを自覚しなければならない。この認識のもとで、研究コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。
- 6 研究者等は、研究データや資料等の適切な管理、保存を行い、研究成果の信頼性を確保すること に努めなければならない。
- 7 研究者等は、研究活動において守秘義務を厳守し、研究活動上で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 8 研究者等は、共同で研究を行う研究者との間で、役割分担と責任を明確にすると共に、研究代表者は、研究活動の全容を把握・管理し、研究内容や成果を確認しなければならない。
- 9 研究者等は、研究活動において、人種、性、地位、思想、宗教等による差別を排し、個人の人格と自由を尊重しなければならない。
- 10 研究者等は、産官学連携による利益相反の発生に十分に注意を払い、公共性に配慮し、適切に対応しなければならない。
- 11 研究者等は、不正や不法等の事実を把握した場合は、ただちに報告・相談等の適切な措置をとり、不正や不法等の拡大や再発を防ぐよう努めなければならない。